

その他の改革項目(案)

○傷病手当金等の見直し

- ・ 傷病手当金及び出産手当金について、不正受給防止等の観点から、平成 28 年度から、給付の基礎となる標準報酬の算定を、当該者の被保険者期間のうち、直近一年間の標準報酬日額の平均(被保険者期間が一年間に満たない者は、当該者の被保険者期間における標準報酬日額の平均か、その保険者の全被保険者の平均標準報酬日額のいずれか低い額)とするよう見直す。
- ・ 海外療養費について、不正受給防止等の観点から、平成 27 年度から、支給申請に当たって、パスポートの写し、海外の医療機関等に照会を行うことの同意書の提出を求めることとするなど、必要な対応を行う。

○後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直し

- ・ 平成 30 年度から、国保の住所地特例が後期高齢者医療制度に引き継がれ、対象施設への入所等が継続する間は前の住所地の後期高齢者医療広域連合が保険者となるよう見直しを行う。

○特定健康保険組合の見直し

- ・ 特定健康保険組合について、弾力的な運営を可能とするため、平成 28 年度から、当該組合の標準報酬月額平均の2分の1の範囲内としている特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方法を緩和するとともに、特例退職被保険者の新規加入を制限することができるよう見直しを行う。

○保健事業と介護保険による介護予防との連携

- ・ 後期高齢者医療における保健事業について、市町村の協力を得て、介護保険による介護予防の取組等と連携を図ることとする。